

建築物石綿含有建材調査者講習 in 島根

大気汚染防止法の改正により、建物の解体・改修工事における石綿飛散防止対策が強化されました。

令和5年10月1日以降、調査者の資格を取得した者による事前調査が義務付けられたことを受け、資格取得のための講習を、一般財団法人日本環境衛生センターの協力を得て、下記のとおり開催します。

主 催 一般財団法人 日本環境衛生センター
(共催：島根県)

日 程 令和6年1月10日～1月11日^{注1}

場 所 島根県出雲合同庁舎 7階 702,703会議室
(島根県出雲市大津町1139)

※駐車場の数に限りがありますので、乗り合わせ又は公共交通機関により来場下さい。

定 員 50名^{注2}(申込順)

受講料 45,100円(税込)

内 容 講師及び動画視聴による講義(座学)、試験

取得資格 一般建築物石綿含有建材調査者^{注3}

注1 2日間すべてに参加していただきます。

注2 裏面の受講資格のいずれかを満たす必要があります。

注3 試験(マークシート方式)に合格する必要があります。

【 申し込み 】

令和5年12月8日(金)までに、下記URLまたは二次元コードから申込専用サイトで申し込んでください。
申込専用サイト以外での申し込みはできません。
なお、定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。



URL : <https://pro.form-mailer.jp/lp/d7e47690297842>

※申込専用サイトに関するご質問については、

下記問い合わせ先(一般財団法人 日本環境衛生センター 石綿調査者講習事務局)までお願いします。

【 受講資格 】

学歴等	実務経験年数
1 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：2年以上
2 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後の建築に関する実務経験年数：3年以上
3 「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：4年以上
4 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：7年以上
5 「1～4」に該当しない者(学歴不問)	建築に関する実務経験年数：11年以上
6 建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者	実務経験年数：2年以上
7 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関する実務経験年数：5年以上
8 石綿作業主任者技能講習を修了した者(実務経験年数不問)	—
9 産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者	—
10 労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
11 作業環境測定士	建築物石綿含有建材調査に関する実務経験年数：5年以上

【 問い合わせ先 】

○講習会の開催・会場等について

島根県 環境生活部 環境政策課 規制係

☎ 0852-22-5277

○申込・受講資格・講習等について

一般財団法人 日本環境衛生センター 石綿調査者講習事務局

☎ 050-6865-7570